

○甲南大学大学院科目等履修生規程

改正 令和6年2月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、甲南大学大学院学則に基づき、甲南大学大学院における大学院科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 科目等履修生を願い出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 履修しようとする授業科目について、各研究科の定めるところにより、当該授業科目を履修するに十分な学力を有すると認められる者

(入学時期)

第3条 科目等履修生を許可する時期は、学年又は学期の初めとする。

(履修許可科目及び単位数)

第4条 科目等履修生として履修を許可する授業科目は、修士課程開講科目のうち、教育研究に支障のない範囲で各研究科が定めるものとし、1学年度に履修することができる単位数は、12単位以内とする。

- 2 実験、実習及び演習科目の履修は、原則として許可しない。その他の授業科目についても、許可しないことがある。
- 3 正規の大学院生の履修登録がなかった授業科目については、履修を一旦許可された授業科目でも、許可を取り消すことがある。

(出願手続)

第5条 科目等履修生を願い出る者は、次の出願書類に科目等履修生検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生出願票（本大学所定用紙）
- (2) 最終学校における成績証明書及び卒業（卒業見込み）証明書
- (3) 健康診断書

2 本大学の学部・学環の学生が、科目等履修生を願い出る場合は、前項第2号及び第3号に掲げる出願書類の提出を要しない。

(選考)

第6条 科目等履修生の許可は、当該授業科目を開設する研究科委員会の審議に基づき、学長がこれを決定する。

(納付金)

第7条 科目等履修生を許可された者は、所定の期間内に科目等履修料を納付しなければならない。

2 本大学の学部・学環の学生の科目等履修料は、1学年度10単位を限度とし免除することができる。

3 科目等履修生検定料及び科目等履修料は別に定める。

4 既納の科目等履修生検定料及び科目等履修料は、いかなる事情があつても返付しない。

(科目等履修生証)

第8条 科目等履修生を許可された者には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生は、科目等履修生証を携帯しなければならない。

(単位認定)

第9条 単位の認定は、試験その他適当な方法による。

2 願い出により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生の取り消し)

第10条 科目等履修生として、不適当な行為があつたときは、科目等履修生の許可を取り消すことがある。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。